

## 共済掛金の支払期限等の延長に係る事務手続きについて

東日本大震災に起因するやむを得ない理由による、平成23年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限の延長（以下「支払期限等の延長」という。）に係る事務手続きについては、下記により行うこととします。

## 記

## 1 「支払期限延長申請書」の提出

- (1) 平成23年6月30日までに、別添「支払期限延長申請書」を担当の支所へ提出してください。なお、提出期限までに提出できない事情がある場合には、事前に担当の支所へご相談ください。
- (2) 平成23年度の名簿更新等を行わないこととした設置者についても、その旨を「支払期限延長申請書」の「4. 本申請に係る連絡先等」欄に記載し、「支払期限延長申請書」を提出してください。

## 2 延長を認める場合の支払期限等の連絡

支払期限等の延長の可否、延長を認める場合の支払期限等については、別途連絡します。なお、延長を認める場合の支払期限等は、東日本大震災に起因するやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内で指定することとなりますのでご留意願います。

